～ 重 要 な お 知 ら せ ～

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定で自己負担上限月額が２万円となっている皆様へ

現在の自立支援医療（精神通院医療）制度（以下、「本制度」）においては、市町村民税の所得割の額が 23 万５千円以上の世帯に属する方（以下、「一定所得以上の方」）は対象外となっていますが、経過的特例として、高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）に該当する場合は、一定所得以上の方も本制度の対象とし、自己負担上限月額を２万円としています。

このたびの支給認定において、あなたも一定所得以上に該当しています。

ただし、この経過的特例の措置は、国において、令和９年３月 31 日までの適用とされており、現時点では、令和９年４月１日以降の取扱いが未定です。

このことから、次の点にご留意下さいますようお願いします。

● 今回交付する受給者証の有効期間欄には、次のように記載されています。

有効期間	令和〇年〇月〇日から令和□年□月□日まで 経過的特例が延長されない場合、有効期間は令和９年３月 31 日までとする

● つまり、この経過的特例が延長されなかった場合は、支給認定期間は令和９年３月 31 日までとなり、令和９年４月１日以降は本制度による医療費助成を受けることができません。

● 経過的特例が延長された場合は、「令和□年□月□日まで」の部分に記載された日まで、この受給者証により本制度による医療費助成を受けることができます。

（例）一定所得以上の方が、有効期間の始期を令和８年５月１日とする受給者証の交付を受けた場合

● 受給者証の有効期間の記載は

有効期間	令和８年５月１日から令和９年４月 30 日まで 経過的特例が延長されない場合、有効期間は令和９年３月 31 日までとする

＜経過的特例が**延長されなかった場合**の有効期間は＞
令和８年５月１日から令和９年３月 31 日

＜経過的特例が**延長された場合**の有効期間は＞
令和８年５月１日から令和９年４月 30 日

＜延長された場合＞
令和９年５月１日以降の支給認定には、更新申請が必要です。

【兵庫県福祉部障害福祉課精神障害福祉班】